



入湯税改定のお知らせ

令和3年1月1日より

旭岳温泉及び天人峡温泉の入湯税が改定となります。

入湯税は鉱泉浴場での入湯行為に対して課され、入浴客の皆様になめていただく税金で、環境衛生施設、鉱泉源の維持管理、消防施設や観光振興などの財源として活用されています。令和3年1月1日からご利用のお客様につきましては改定後の入湯税となります。ご利用のお客様には、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

※新型コロナウイルス感染症対策として、鉱泉を保全し衛生環境面の充実を図るため、令和3年1月1日～令和7年12月31日までの5年間に限り税率の引き上げをさせていただきます。

【一般のお客様】

お泊り（1泊につき）	お一人様	(前) 150円	→	(改定後) 250円
日帰り	お一人様	100円	→	150円

【修学旅行の学生・生徒様（10人以上の団体）】

お泊り（1泊につき）	お一人様	(前) 75円	→	(改定後) 125円
日帰り	お一人様	50円	→	75円

※12歳以下の方や修学旅行の中学生は課税免除となります。



東川町税務定住課 課税室
〒071-1492 東川町東町1丁目16番1号
TEL: 0166-82-2111